

令和2年度

# 監査結果報告書

定期監査  
(指定管理事務)

大分市監査委員



監査第1463号  
令和2年12月15日

大分市長 佐藤樹一郎 殿  
大分市議会議長 野尻哲雄 殿  
大分市教育委員会教育長 三浦享二 殿

大分市監査委員 縄田睦子

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 高橋弘巳

大分市監査委員 国宗 浩

## 監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象 指定管理事務

(2) 選定理由 指定管理者制度は、住民サービスの向上と行政コストの削減、さらには雇用の創出による地域の振興及び活性化などを目的とするものであり、本市においても、当該制度を積極的に活用することにより一層の市民サービスの向上と効率的な管理運営等を図ってきたところである。

しかしながら、財政援助団体等監査の指定管理者監査を行う中で、指定管理施設の所管課において、モニタリングが適切に実施されていなかった等の指摘事項を踏まえ、所管課の指定管理者に対する指導監督に主眼をおく監査を実施することとした。

## 2 監査の対象課

全指定管理者制度導入施設の所管課

## 3 監査の対象期間

平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

## 4 監査の実施期間

令和2年2月28日から令和2年11月27日まで

## 5 監査の着眼点

	重要リスク	監査の着眼点
(1)	利用料金等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金の設定や利用料金の減免規準等の作成にあたっては、事前に書面による市長の承認をしているか。</li> <li>・利用料金以外のものを、利用料金として収入していないか。</li> </ul>
(2)	自主事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業については、事前に事業計画により承認しているか。</li> <li>・自主事業収入として承認していないものについて収入していないか。</li> <li>・施設の設置目的の範囲外とされる自主事業について、目的外使用の許可を行っているか。</li> </ul>
(3)	施設管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開場時間及び休業日について、変更があった場合、書面により事前に承認しているか。</li> <li>・施設の目的外使用許可は、市が行うべきことであることを認識しているか。また、施設の目的外使用許可を指定管理者が行っていないか、また、行わせていないか。</li> <li>・市民の安全が確保されるよう指導しているか。</li> <li>・個別施設計画を作成しているか。</li> </ul>
(4)	備品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与した備品等について、年度末に確認しているか。また指定管理者に確認させ報告させているか。</li> </ul>
(5)	契約事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づき、適正に行われているか。</li> <li>・経理状況について、確認しているか。</li> <li>・本業務等の一部を第三者に特に委託する場合は、あらかじめ書面により市が承認しているか。</li> </ul>
(6)	前回の指定管理者監査（財政援助団体監査）の要望事項の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の指定管理者監査（財政援助団体監査）の要望事項の状況確認を行う。</li> </ul>

## 6 監査の方法

監査対象課に対し資料の提出を求め、当該事務が関係規程等に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 7 監査対象施設

監査の対象施設は、令和2年4月1日現在指定管理者制度を導入している16施設のうち、令和2年4月1日導入の大分市大洲総合体育館を除く15施設とする。

監査対象一覧

施設名称	指定管理者制度 導入年月日	指定管理者	令和元年度 指定管理料	所管課
	施設内容			
平和市民公園能楽堂	H19.4.1	平和市民公園能楽堂共同 事業体	51,200,000円	文化 振興課
	能楽、邦楽その他の伝統的芸能文化の振興を図り、市民文化の向上に資するため設置された施設			
大分市宇曾山荘	H19.4.1	・特定非営利活動法人七瀬の里Nクラブ（令和元年度から） ・宇曾山荘運営協議会（平成30年度まで）	6,340,000円	
	豊かな自然環境を生かし、人や文化の交流の場を提供することにより、市民の心身の活力の向上に寄与するため設置された宿泊室、研修室、テニスコート等施設			
コンパルホール	H23.4.1	コンパルホール共同事業体	138,960,000円	
	市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため設置された文化ホール、会議室、体育館等施設			
ホルトホール大分	H25.7.20	ホルトホール大分みらい共同事業体	272,381,000円	
	文化、福祉、健康、産業及び教育の拠点機能を複合し、有機的かつ効果的に連携させた集い・学び・憩い・賑わい・交流の場を創出することにより、大分の人と文化と産業を育み、創造し、発信するとともに、市民の豊かで充実した暮らしの実現に寄与するため設置された市民ホール、会議室、体育室等施設			

大分市営温水プール	H19. 4. 1	日本水泳振興会・東急コミュニティ共同事業体	50,160,000 円	スポーツ 振興課
	市民の心身の健全な発達に寄与するため設置された施設			
大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設	H20. 4. 1	大分リバースタジアム共同企業体	59,546,287 円	スポーツ 振興課
	市民の体育及びレクリエーション等の用に供するため設置された施設（大分市営陸上競技場） 主として運動の用に供することを目的とし都市公園内に設置された自由広場、テニスコート施設（津留運動公園有料公園施設）			
大分市丹生温泉施設	H17. 4. 1	(社福)大分市福祉会	4,000,000 円	福祉 保健課
	市民の健康の保持及び増進を図るとともに地域の活性化に寄与するため設置された施設			
大分市多世代交流プラザ	H18. 4. 1	(社福)大分市社会福祉協議会	5,084,000 円	福祉 保健課
	世代間の交流及び高齢者等の健康の増進を図るとともに福祉に関する市民の自主的な活動を促進することにより、市民の福祉の向上に寄与するため設置されたホール、会議室等施設			
大分市生き生きプラザ潮騒	H18. 4. 1	(社福)大分市社会福祉協議会	5,842,000 円	福祉 保健課
	高齢者の健康の増進を図るとともに福祉に関する市民の自主的な活動を促進することにより、市民の福祉の向上に寄与するため設置された多目的ホール、浴場等施設			
大分市高崎山自然動物園	H16. 4. 1	(一財)大分市高崎山管理公社	277,000,000 円	観光課
	自然環境の保護及び動物の愛護に関する市民意識の高揚を図るとともに、市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより健全な余暇の活用に資するため設置された施設			
大分市営住宅	H23. 4. 1	大分県住宅供給公社 (裏川団地他 16 団地)	181,469,507 円	住宅課
	H26. 4. 1	(株)別大興産 (中の瀬団地他 49 団地)	144,701,622 円	
	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため設置された施設			

大分市関崎海星館	H23. 4. 1	大分エージェンシー(株)	27,750,000円	社会 教育課
	海洋及び天文に関する学習の場を提供することにより市民の知識及び教養の向上を図るとともに、豊かな自然環境の下での余暇の活用に資するため設置された施設			
大分市情報学習センター	H26. 4. 1	(公財)ハイパーネットワーク社会研究所	38,350,000円	社会 教育課
	情報学習の支援及び生涯学習の振興を図るため設置されたAVホール、コンピュータ研修室等施設			
大分市海部古墳資料館	H18. 4. 1	坂ノ市地区社会教育関係団体連絡協議会	5,076,554円	文化財課
	古墳資料を広く市民の観覧に供し、もって市民の教育、学術及び文化の向上に寄与するため設置された施設			
アートプラザ	H19. 4. 1	アートプラザ共同事業体	74,220,000円	美術 振興課
	市民の芸術文化活動の振興を図り、もって市民文化の向上に資するため設置されたアートホール、市民ギャラリー等施設			

## 8 監査の結果

### (1) 利用料金等に関する事務について

ア 利用料金設定に係る手続きが適正に行われていないもの

各設置条例及び基本協定書の規定により、指定管理者が定める利用料金は、設置条例に定める額の範囲内で、あらかじめ書面により市長が承認する必要がある。

しかしながら、一部の料金設定を口頭により承認しているものや、指定管理者公募の提案書と同額であったことなどを理由に、書面により承認をしていないものが見受けられた。

今後は、設置条例等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

**[文化振興課（ホルトホール大分）、スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）、社会教育課（大分市関崎海星館）]**

イ 利用料金設定に係る審査が適正に行われていないもの

大分市情報学習センター条例施行規則の規定では、設備等の利用料金は、別表に定める額の範囲内で、教育長の承認を得て、指定管理者が定める額とするとされている。

しかしながら、利用料金の承認に当たり、内容を十分に審査せず承認し

ているものが見受けられた。

今後は、規則に従って適正な事務処理をされたい。

**[社会教育課（大分市情報学習センター）]**

ウ 利用料金の経理事務が適正でないもの

大分市情報学習センターの基本協定書の規定では、利用料金収入の実績等を記載した業務報告書を提出しなければならないとされている。

しかしながら、設置条例等に定めのない自主事業収入を利用料金収入として報告していた。利用料金収入と自主事業収入は、その経理を区分して収支報告をする必要がある。

今後は、業務報告書等を十分に精査するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

**[社会教育課（大分市情報学習センター）]**

**(2) 自主事業に関する事務について**

ア 自主事業に係る承認が適正に行われていないもの

基本協定書等の規定により、指定管理者の実施する自主事業の料金は、提出された事業計画書により事前に承認する必要がある。

しかしながら、提出された事業計画書に料金の設定がされていないなど不備があったにもかかわらず、そのまま事業計画書を承認していた。

今後は、基本協定書等に従い事業計画書を精査のうえ承認を行うとともに、指定管理者に対して基本協定書等に従い適正な事務処理をされるよう指導されたい。

**[文化振興課（平和市民公園能楽堂）、スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）、福祉保健課（大分市丹生温泉施設）]**

(要望事項)

イ ホルトホール大分のカフェレストランの運営について、仕様書では指定管理者が行う業務の範囲と定めているが、独立採算制で運営していることから、年次報告書にてカフェレストランの運営に係る収支報告の提出を求めているなかった。市が仕様書に定めて公の施設で実施する事業である以上、経営状況悪化による撤退等を可能な限り回避するため、その事業内容や収支状況等の事業実態の把握は必要である。

今後は、その取扱いについて検討されるよう要望する。

**[文化振興課（ホルトホール大分）]**

### **(3) 施設管理に関する事務について**

ア 開館時間の変更に係る手続きが適正に行われていないもの

各設置条例施行規則及び基本協定書の規定により、指定管理者が施設の開館時間（開場時間、使用時間含む）を変更する場合は、あらかじめ書面により市長が承認する必要がある。

しかしながら、施設の開館時間及び照明施設の使用時間の変更について、指定管理者公募時に提案を受けていたことなどから、口頭で承認しているものや、イベント等による開場時間の変更を、口頭により報告を受け、口頭で承認しているものが見受けられた。

今後は、施行規則等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

**[文化振興課（平和市民公園能楽堂）、スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]**

(要望事項)

イ 令和元年度指定管理者監査において、大分市営温水プールの天井崩落が三度も発生するなど、建物本体及び設備の経年劣化が進んでいることから、利用者が安全安心で快適に利用できる施設としての今後の在り方について、将来を見据えた計画を早急に作成されるよう要望しているが、令和2年2月にも屋外ベランダ天井崩落があった。利用者の安全を第一とした施設運営を行うよう要望する。

**[スポーツ振興課（大分市営温水プール）]**

ウ ホームページに掲載している各施設の情報について、開場時間や予約可能期間の誤りが見受けられた。広報に不備が無いかの確認は、モニタリングのチェック項目になっているが、モニタリングが適切に実施されておらず、十分な指導が行われていなかった。

市民に必要な情報を正しく伝えることは重要であり、今後は、モニタリングを実施する中で、指定管理者に対し、適正な広報について指導を行うよう要望する。

**[スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）、美術振興課（アートプラザ）]**

### **(4) 備品の管理について**

ア 備品の管理が適正でないもの

ホルトホール大分の基本協定書の規定では、備品台帳を作成し適切に管

理しなければならないとされている。

しかしながら、備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されていないにもかかわらず、適切な指導をしていなかった。

今後は、指定管理者に対して基本協定書に従った適正な備品管理を行うよう指導されたい。

#### **[文化振興課（ホルトホール大分）]**

(要望事項)

イ 指定管理料で新たに購入した備品について、指定管理者に対し備品台帳を作成するなど適切な管理を指導されるよう要望する。

#### **[観光課（大分市高崎山自然動物園）]**

ウ 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、毎会計年度における物品の現在高を物品現況報告書により、翌年度の4月末日までに会計管理者に報告しなければならないとされており、指定管理者に貸与した備品については、指定管理者に現品の確認をさせ、その報告等をもとに会計管理者に報告する必要がある。

しかしながら、指定管理者に貸与した備品の確認について、指定管理者からの報告を口頭で受けるなど、書面による報告を受けておらず、現品と台帳の確実な照合確認が行われていなかった。

今後は、貸与した備品について、指定管理者に現在高の確認結果を書面にて報告させ、それをもとに会計管理者に報告する等の体制を整備されるよう要望する。

**[文化振興課（平和市民公園能楽堂、大分市宇曾山荘、コンパルホール、ホルトホール大分）、スポーツ振興課（大分市営温水プール、大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）、福祉保健課（大分市丹生温泉施設、大分市多世代交流プラザ、大分市生き生きプラザ潮騒）、観光課（大分市高崎山自然動物園）、社会教育課（大分市関崎海星館、大分市情報学習センター）、文化財課（大分市海部古墳資料館）、美術振興課（アートプラザ）]**

### **(5) 契約事務について**

ア 第三者委託事務が適正でないもの

基本協定書の規定により、本業務等の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により市が承認する必要がある。

しかしながら、第三者委託（再委託）の承認を得ていた業者がさらに別

の業者に委託（再々委託）していたが、事前承認していないものが見受けられた。

今後は、指定管理者が本業務の一部を第三者に委託する場合は、基本協定書に従って書面にて承認をするとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

#### **【文化振興課（平和市民公園能楽堂、ホルトホール大分）】**

（要望事項）

イ 大分市営住宅の基本協定書では、施設の保守管理業務や一般修繕を本業務と定めている。これら本業務の一部を第三者に委託することについて、協定書に相手方の特定が必要であることを定めず、委託する業務についてのみ書面により事前承認し、相手方については事後で報告を受けていた。

大分市指定管理者制度に関する新指針において、第三者委託の事前承認を求める趣旨は、委託先が安全かつ適正に業務を履行できるかの確認や、暴力団関係者等を排除するためであると思料する。

今後は、指定管理者と協議の上、指針に沿うよう、相手方を含めた事前承認について検討されるよう要望する。

#### **【住宅課（大分市営住宅）】**

### **（6）まとめ**

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するため設けられたものである。

本市では、平成16年度の高崎山自然動物園を皮切りに、指定管理者制度の導入を進め、令和元年度末現在、15の公の施設において導入されている。

制度導入後十数年が経過する中、これまでの監査においても様々な指摘等を行っているが、見直しがされていない部分も見受けられる。これは、所管課の制度に対する理解不足が一因と考えられるが、所管課には、その公の施設の効用を増進させる責務をもって指定管理者の指導監督を行う姿勢が問われていることを認識する必要がある。

事務処理等を定めた協定書を遵守することはもとより、モニタリング等により、施設の利用動向、市民ニーズなどを把握することで、必要に応じて条例や規則の改正も検討しなければならない。

今回の監査で、本業務と自主事業の区分や、それに伴う利用料金その他の経費の整理など本制度の根幹に関わる部分で、各々の解釈で運用されていたこと

から、統一的な運用がされるよう、本制度を統括する企画部においては、本監査における指摘事項並びに施設所管課の意見等を十分に踏まえ、「大分市指定管理者制度に関する新指針」の見直しを行うよう要望する。